

社会主義 体制史研究

No.37 (2025年5月)

モニカ・レムプケの「忘却に抗して:私の息子への手紙」
—彼女の家族と東独イエーナの「白いサークル」の沈黙円陣(1983年初夏)—
青木國彦(東北大学名誉教授)

Monika Lempke's "Against Forgetting: A Letter to My Son"
—Her Family and the White Silent Circle in Jena, East Germany (the early summer of 1983)—
Kunihiko AOKI (Prof. emer., Dr., Tohoku University)
既刊リスト (past issues) p.13-14



『社会主義体制史研究』(Historical Studies of Socialist System)

ISSN 2432-8774

Website: <https://journal-hsss.com>

publisher: 社会主義体制史研究会

(The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System)

size: A4

mail to journal.hsss99gmail.com (99 = at mark)

不定期刊(原稿があり次第発行)、文字数制限なし、無料のオンライン・ジャーナルです。

旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

表紙写真: イェーナの白いサークルによる沈黙円陣の解散と逮捕

「人民警察と国家保安省による“白い円陣”の解散と逮捕(7月30日)の際にシュタジ[東独国家保安省]のカメラから撮影。1983年6月18日から土曜日の午前9時にイェーナ市中心部の“宇宙飛行士広場”に、自らの出国のために平和的に示威行動をするグループが立ち、その人数が次第に増えた(ほとんどが白い服を着用)。シュタジ[東独国家保安省]職員が“白い円陣”参加者をおびえさせるために全く公然と写真撮影をした間、周りを取り囲む多くの見物人がその出来事を見守った」

この文と表紙写真は本誌本号に紹介するLembke(2023:7)による。

写真の元来の出所はBArch, MfS, HA XX, Fo, Nr. 211, Bild 5。

追記:

イェーナの東独出国希望者たちの「白いサークル」によって1983年6月18日から始まった毎土曜日9時からの「白い沈黙円陣」という示威行動が7月に入ると、東独国民の殆どが視聴する西独テレビニュースで報じられ、7月23日には東独各地からの賛同者を含む多数が円陣に参加した。驚いた警察とシュタジは次の土曜日(30日)には厳重に参加を阻止しようと封鎖措置を取ったが、少数が広場に到達し、そこで逮捕された。その場面がこの写真であり、参加者よりシュタジと警官のほうが多い。まもなく「白いサークル」復活の動きもあったが、シュタジにつぶされた。しかしその後東独全土に出国希望のシンボルとして「白いリボン」やドイツ語の出国の頭文字に当たる「A」を車やカバンに付けたり貼ったりすることが運動化し、公然たる街頭デモにも発展した(青木)。

モニカ・レムプケの「忘却に抗して:わが息子への手紙」 —家族と東独イエーナの「白いサークル」の沈黙円陣(1983 年初夏)— 青木國彦*訳

Monica Lempke's "Against Forgetting: A Letter to My Son"

- Her Family and the White Silent Circle in Jena, East Germany (the early summer of 1983) -
Translated by Kunihiko AOKI*

目次¹

訳者前書き 1

モニカ・レムプケの「忘却に抗して:わが息子への手紙」 1

出国・申請・結果・分解・怒り・何かが起きねばならなかった!
・土曜日、1983 年 6 月 18 日・第 7 土曜日・イエーナを越えた影響・東への帰還・エピローグ

付録 1: 東独国家保安省次官・中将ミッティヒ(Rudi Mittig)の指示文書(BStU MfS BdL-Dok 7017) 8

付録 2: 東独からの「出国」数と「逃亡」数の推移 9

付録 3: 出国申請の処理経路図 10

付録 4: 東独当局の出国運動対策主要文書 10

訳者による引用文献 12

東独内務省・国家保安省・最高裁による出国希望者対策の主要文書一覧である。

私はイエーナの白いサークルの沈黙円陣について書いた(青木 2014)際と同誌から掲載論文の入手と質問に懇切に対応してもらった。その後もやりとりがあり、その際青木(2014)も添付送信した。それを見た同誌のベルナー(Daniel Börner)氏が 2023 年 4 月 21 日のメールにレムプケ氏のこの「手紙」の抜き刷りを添付して送ってくれた。しかしごく最近まで別の案件に従事中であったため紹介が今になってしまった。翻訳掲載について同氏から許可を得た。同氏によればレムプケ氏の回想は最近書籍として出版された。

レムプケ夫妻は東独を離れる決意のもと「出国申請」を出してその実現のために「白いサークル」を結成し、イエーナの「宇宙飛行士広場」で非合法に「白い沈黙円陣」を毎土曜日繰り広げるなどして、出国許可を勝ち取った。

「手紙」は東独内でどう闘ったか、出国後の西独での生活、両独統一後の真相解明などに加えて、長男インゴ君が学校内いじめのため自殺したことへの怒りと苦痛を吐露した。夫は不当に「即時解雇」された。また「手紙」はイエーナの「白いサークル」について従来知られていなかったことも明らかにした。

東独出国許可を当局に求める運動は、リーザ市民権イニシアチブに始まり(青木 2009)、レムプケらのイエーナの白い沈黙円陣によって初めて街頭に進出し、またたく間に多様な街宣行動が展開され(白いリボン車を車やカバンに取り付けたり、窓に出国を意味する Ausreise の頭文字「A」を貼り付け)、さらに街頭デモにも発展した。逃亡も自動射撃装置 SM-70 撤去(青木 2018 参照)などで増加した。ほかに西独政府による「自由買い」(東独政治犯の有償引き取り)もあった。

訳者前書き

ここに訳出するモニカ・レムプケ(Monica Lempke)の「忘却に抗して:息子への手紙」は「Gerbergasse 18」誌の 2023 年 1 号(通巻 106 号)に掲載された。原題は「Gegen das Vergessen: Brief an meinen Sohn」である。

同誌はワイマール近くに位置するイエーナで 1996 年から「現代史と政治に関する季刊誌」として発行され、チューリンゲン州 SED 独裁解明委員会と協力している。

Gerbergasse(ゲルバーガッセ)は通りの名で、その 18 番地にかつて東独国家保安省(シュタジ)²イエーナ支部(Kreisdienststelle)が存在した。Kreis は市町村レベルを指す(多義的で、サークルや円陣の意味も)。

訳出に当たり参考のため、原文にはない資料を付録とする。付録 1 はシュタジの「白いサークル」対策を示す国家保安省次官・中将ミッティヒの指示、付録 2 は東独からの「出国」数と「逃亡」数の推移、付録 3 は出国申請の処理経路図、付録 4 は

モニカ・レムプケの「忘却に抗して:わが息子への手紙」

1983 年 3 月。イエーナの[特別な才能のある生徒のための]特別学校「カール・ツァイス」11 年生であったわが息子[長男]インゴ(Ingo)が自殺した。

それは麻薬でも、アルコールでも、病気でもなかった。DDR[ドイツ民主共和国]という国を去ることが君の両親の願

いだった。君はそれを知っていたし、了解していた。君の担任教師は SED 党员、つまり「同志」だったが、彼がシュタジから情報を受けた日までは君の友人だった。

その時、君も彼の敵になり、家族の共同責任を問われた。分解(Zersetzung)³が始まった。君は毎週 DDR における目

* 東北大学名誉教授。Prof. emer., Dr., Tohoku University

¹ 本文中の[]内と脚注、下線は訳者による。

原文にある略語の意味は次の通り:「西」:西独、「東」:東独、DDR:ドイツ民主共和国、BRD:ドイツ連邦共和国、SED:ドイツ統一社会主義党(東独支配党)、ND:Neues Deutschland(SED 中央機関紙)、IM:シュタジの非公式協力者。

² Ministerium für Staatssicherheit. 略称 MfS. 通称 Stasi(シュタジ)。Staasi(シュタージ)とも呼ばれたが、まれであった。

³ 1976 年 1 月 1 日発効のシュタジの「作戦事案の発展と処理についての方針 1/76」(BStU, MfS, AGM 198, Bl. 307-367、パンフ

も発行)によると、「分解措置」の目的は、「敵対的・否定的勢力の間に、それらが粉々になり麻痺され解体され孤立しその敵対的・否定的行動の影響が予防的に防止され本質的に制限あるいは完全に阻止されるような矛盾ないしは差異を引き起こすこと、並びにそれを活用・強化すること」であった。

分解対象は、「国家犯罪または他の犯罪行為の存在のために必要な証拠が入手され、かつその時々々の OV が政治的理由および政治的・作戦的理由からより高度な社会的利益の実現のために終了されざるを得ない場合」、「特に敵対グループの壊滅並びに敵対的・否定的行動の大衆への影響の制限ないしは阻止のための刑法

下の政治的な出来事と社会主義の成果を記す壁新聞を作成しなければならなくなった。君は「階級分裂策動者」と呼ばれ、毎日授業の際に嫌がらせをされた。突然君の身分証明書が取り上げられ、代用証明書、いわゆる PM12 を渡された。それは犯罪者も持つ証明書であった。それは君にとってあまりにきつかった。君は屋根裏部屋に行き自殺した。

君はなぜ新しい別の世界で人生を送ることにしたのか？君はなぜ我々に疑問を残したのか？君の死亡以来私は信じられないほど自分を非難してきた。2011 年に初めて私が国家保安省による分解と心理作戦のことを聞き知り、深淵をのぞき見るまで、絶望し、怒り狂っていた。

〔図 1 PM12〕



〔写真は壁博物館展示品による。PM12 は「暫定身分証明書」であり、政治的理由から本来の身分証明書(Personalausweis)が没収された時にその代わりとして発行され、人民警察署への定期的出頭義務を負い、多くの場合海外旅行はもちろん、居住地の外に出ることも禁じられた(Robert-Havemann-Gesellschaft)。

(in: <https://www.jugendopposition.de/node/150208>)

出国

我々は、1983 年 8 月 10 日に出国した時、すでに DDR とは縁を切っていた。西における最初の何年かは我々にとってひどかった。というのはわが息子の死を克服しなければならず、同時に、どうなるかわからない新しい生活を始めなければならなかったからである。我々は DDR から移住者[Übersiedler=東独からの移住者]として、最初はハイデルベルク=キルヒハイムの暫定居住施設に住んだ。それは 3 部屋の小さなアパートで、ルーマニアから来た 2 組の子持ち家族と台所や浴室を共有した。それは時には殆ど耐え難かつ

上の措置に関連して、「国家敵対的活動や他の敵対的・否定的行動の有効な予防的撲滅のため」(例えば「否定的グループ形成の国家敵対的影響の阻止」、「政治的に分解させるべき見解の影響ないしは損害の原因となる行動の制限」、「作戦地域における国家敵対的活動の組織者や背後の人物に対して」、「政治的・イデオロギー的妨害工作の普及ないしは促進のための活動の発生源である人物や人物グループ、組織に対して」)であった。

⁴ ノイロベダはイエーナ南部郊外に 1960 年代から開発された。

⁵ フックス(Jürgen Fuchs, 1950-1999)は兵役終了後の 1971 年イエーナ大学入学、1973 年東独支配党(SED)入党、翌年作家デビュー、1975 年「DDR の社会的基礎に対する攻撃」を理由に同党除名、働きながら反体制派ハーヴェマン(Robert Havemann)

た。

私が西に持参したもの、それは息子インゴの死による不安であった。私は暗闇が怖かったり、あるいは彼が戻ってくるとか、どこかにぶら下がっていると思った。私はかなりの物事をする自信がなくなり、あるいは、私自身に、例えば私が車の運転の際または暗闇でしばしばとても臆病であることに腹が立った。

我々は西にいても DDR の嫌がらせをはっきりと感じざるを得なかった。私の母が 1988 年に亡くなった時、彼女の葬儀のための入国が我々には拒否された。もちろん我々が国家の敵だったからであった。

1984 年からアーヘンが我々の新しい居住地になった。私の夫[Dietrich Lembke]はアーヘン工科大学で研究助手の職を見つけ、のちに博士号を取得した。我々は闘い取った新しい自由を享受し始めた。我々は今では妨害なく国境を越えてオランダあるいはベルギーへ旅行でき、口に手をあてがうことなしに何でも話すことができた。我々はアーヘンの人々の親しみやすさと親切さに感激した。私は私の職業生活をアーヘンの病院で掃除婦として始めた。私にとって残念なことは何もなかった。大事なことは私が再び新たに始めることができたことだった。4 週間後私に管理職のオファーがあった。その後私はグラフィックデザイナーとしての勉強を終え、自由業として働いた。我々の末の息子は高校に通い、マーストリヒトで学び、現在はニューヨークに住んでいる。

申請

我々の DDR から出国に先立って西にいる私の父への訪問旅行が 3 回あった(1976 年、1978 年、1979 年)。これらの訪問旅行を得ることは毎回恐い責め苦であった。1 回目は私の父が重病であり、私は[父の]診断書を提出しなければならなかった。すると警察は、私が診断書を詐取してでっち上げたと主張した。新しい診断書を手に入れねばならなかったが、しかしその時には私が以前働いていた企業の承認書がなかった。私はその日の夕方までに許可を得るためにあちこち走り回った。そうしたことが毎回この上ない屈辱だった。私は一度、この「国家機関」の陰険な振る舞いに憤慨したため発熱して出てきた。だから私は[西独移住後の]スイスへの家族旅行とその際の「国境体験」を決して忘れないだろう。我々はごく簡単に通過した。

国境、それは DDR ではぞっとする経験であった。

我々は 1980 年にイエーナのノイロベダ(Neulobeda)⁴から同市中心部に引っ越すことを決めた。すぐに「イエーナの出来事」における同志たちとの新たな接触があった。我々はいつも日曜日の夕方、「大学タワーのレストラン」(Gaststätte im Uni-Turm)に集まった。そこでは色々議論し、またお祝いをした。我々は、すでに何年前前に国家と対立して投獄され、今は西ベルリンに住むユルゲン・フックス⁵のことを聞いた。

のグループに属し、1976 年ビアマン追放抗議により「国家敵対的扇動」罪で 9 ヶ月の拘留刑、翌年西ベルリンに追放、同地で DDR 反体制派との連絡役を果たした(Müller-Enbergs 2010:356)。

Neibert (1998:245)によれば、拘留刑ではなく未決勾留であり、大学では心理学を学んだが、卒業「直前に大学を除籍」された。フックスは 1970 年代初めから文化分野の反体制派に注目され、「イエーナの出来事にインスピレーションを与える一人」であった。ハーヴェマン、ビアマンとも接触した。「彼の政治的発信はその明確さにおいてほとんど比類ないものであった。というのは彼はイデオロギー的な解釈を超えて市民の政治的自己理解に寄与したからである」。彼は「マルクス主義者ではなかった」。彼は「すでに 10 代後半にグライツのクンツェ(Kunze)と接触し、持続的影響を受けた」。

我々はルッツ・ラテノフ(Lutz Rathenow、2011年から2021年までザクセン州 SED 独裁解明委員)が主催する読書会に出かけた。常に残留か離脱かの議論があった。

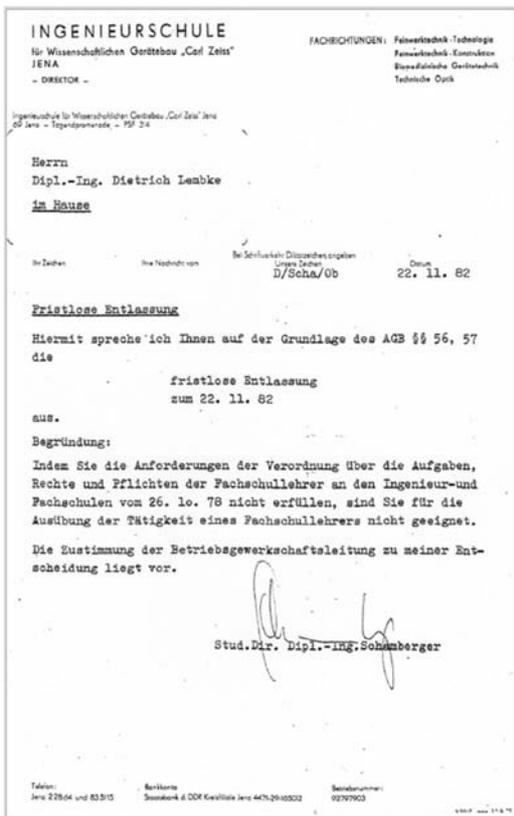
我々は1982年9月に、賛否についての長く、果てしない議論のあとDDRからの出国を申請した⁶。我々は幾晩も坐ってよく考えてみた:

我々は何を望んでいるのか? 子供たちにとっても将来がどのようであるべきか? 我々はもはやこの国には住むつもりが全くなかった。この国では我々は「二枚舌」で話すことを余儀なくされ、党がすべてを支配し、無法空間を容認し、虚偽こそが正常な状態のほとんどを占めた。

結果

私の夫は1982年11月末に突然、「職業教育・教育課程の要件」にもはや適合し得ないという理由で、専門学校教師(彼は技術的なメカニズムと構成要素を教えていた)を即時解雇になった。即時解雇⁷によりDDRで該当していた労働法が計画的に骨抜きにされた。

図2 即時解雇通知



我々がのちにシュタジ文書で知り得たように、いかなる場合でも「労働法関係終了[解雇]の理由として勤労者の移住意

彼は「ビヤマンとハーヴェマンにとりわけ人権問題への関与」の重要性を説き、また「すべてのイデオロギーに幻滅したポーランドとチェコの反体制派に注意を向けさせ」た。大学除籍後彼はベルリンの教会施設で運送の仕事や看護師として働き、1976年からハーヴェマン宅に同居した。彼はハーヴェマンと1976年11月19日にビヤマン追放抗議を組織しようとして逮捕され9カ月の未決勾留後1977年に西[ベルリン]へ追放された。そこでDDR反体制派の最も重要な支援者としての彼の第2の政治的経歴が始まった。

クンツェ(Reiner Kunze)は、その優れた膨大な作品に加えて、シュタジが彼の膨大な監視記録を残したこととそのため非公式協力者が判明したことでも有名である(桑原1993:第3章参照)。

⁶ 東独当局の出国申請処理の図解は青木(2009:図1)参照。

⁷ 山田辰(1981:337)によれば、「即時の罷免は最もきびしい懲戒手段であり、国家公民としての義務または社会主義的労働規律に重大な違反をした場合にみとめられる。しかし、即時の罷免は原

図の事実」が挙げられることは許されなかった。

労働裁判所への彼の訴えはもちろん却下された。出国申請は「違法な移住の試み」と見なされ、従って「違法」であった。我々はただちに「敵対的・否定的勢力」と見なされた。

私の夫は解雇後に「労働局」から2つの職場が提案された。しかしその職場は[出国]「申請者」という言葉があると、突然空席ではなくなった。その後彼は出国まで家庭用品店で低賃銀の店員として働いたが、その所有者は国家権力との政治的経験を十分持っていた⁸。

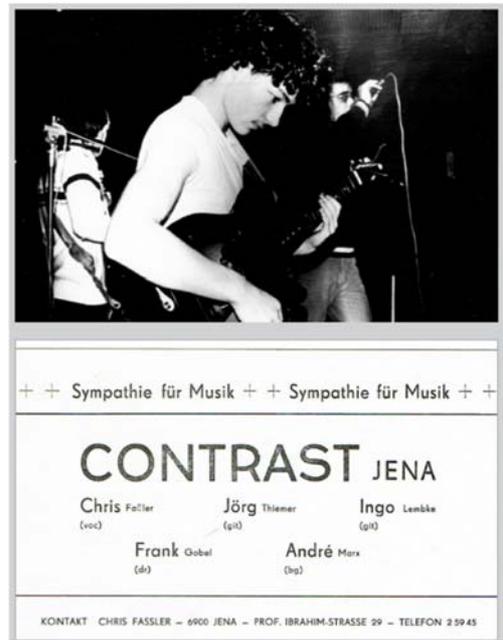
当時の私の上司は[SED] 党员ではなかった。彼は出国申請をするという我々の決心を知っていて、この決定を支持することさえした。我々は二人ともが犯罪を犯すことにならないように、まだ1982年8月のうちに「相互合意」による[雇用関係]解約契約の締結を決定した。

分解

我々は、再び東に引っ越したあとに、当時関わった教師たちの責任を問うことができた。長年我々は自分だけを責めてきた。また、ゲラにおけるシュタジによる拘留中のマティアス・ドマシュク(Matthias Domaschk)の1981年4月のいわゆる自殺も覚えていた。

ヤーン(Roland Jahn)⁹ほかのイエーナ反体制派との会話の中で我々には、わが息子もDDR体制の犠牲者であることが明らかになった。

図3 息子インゴ(Ingo Lembke)



則として他の教育手段および懲戒手段をつくしても無駄な場合にのみ行なわれなければならない、しかも事前に管轄労働組合の経営体指導部の同意を得ることを要する(同56条、57条)。

⁸ 文面からこの店は私営だと分る。東独には小規模私営のみならず中小企業も存続していたが、ブレジネフの圧力で中小企業は国有化された。しかしその後もすぐに小規模私営振興に政策転換した。訳者は1980年代に東ベルリンの何種類もの私営の店を体験したり一部経営者から聞き取りした。私営は国営の同種経営とはあり方が全く異なった。詳しくは青木(1985、1985a、1991第3章参照)。

⁹ ヤーンはイエーナ平和共同体創立者の一人で、白い円陣開始10日前に追放され、フックスらとともに西ベルリンで「イエーナ村」を形成し、東独反体制派を物心両面で支援した(青木2014から抜粋)。西独人が入りやすい東ベルリンのシェーネフェルト空港を経由して大胆にもイエーナに潜入したことがある。1998年連邦功労十字章、BStU長官も務めた。

インゴはイエーナの生徒のバンド「Contrast」でギターを担当。(出所:Archiv Familie Lembke)

我々は、当時学校で息子に実際に何が起こったか、シュタジがどのように関わったのかを知りたかった。すべてが再び掘り返された。より明確にするために我々は 2012 年に連邦シュタジ文書保管庁(BStU)に調査申請書を提出した。我々がすでに常に予感していたことを、我々はこの間に確実に知っている:DDR では西への出国希望者の「分解」についての命令が存在した。

我々の申請の結果、インゴは 1982 年秋に彼の教師によっては以前のように扱われず、「違法な申請者」の息子として扱われた。若干の教師たちは授業の中で子供たちに政治的圧力をかけたイデオログ、体制に忠実な SED の同志として我々には以前から既に知られていた。インゴはクラス全員の前でさらし者にされ、毎月曜日に新しい壁新聞を作成することと目下の政治情勢についての報告をすることを強要された。DDR からの我々の離反を意識して我々の息子は持続的に「党派的なプレゼンテーション」を強いられた。この"特別扱い"によって息子への心理的圧力はますます大きくなった。クラス担任の態度は、彼が我々の[出国]申請前には我々の息子を特に奨励し信頼していたこともあって、かえって陰険であった。その後彼は一朝一夕に逆ねじを食わせ、息子を敵と宣言した

インゴの身分証明書が突然消えたあと、彼はさらなる措置として緊急証明書 PM12 を与えられ、そのため彼は一層疎外された。その理由についての警察への我々の問い合わせは次の言葉ではねつけられた:「我々はほかにもできるのだ!」。

チェコスロバキアへの修学旅行では彼は国境で丸一日待たねばならないことになった。差別的な代替証明書[PM12]が彼を社会主義国家の敵と証明し、彼はハンセン病患者のように扱われた。

図 4 修学旅行の際のインゴから祖母への絵葉書



17 歳の生徒[インゴ]の Zinnwald(東エルツ山地)への修学旅行から祖母への絵葉書。インゴ近くの国境を越えてチェコスロバキアへの遠足に同行することが許されなかった:「我々は今日チェコスロバキアへ行く予定だったけれど、自分是一緒に行くことを許されなかった。おばあさんにはなぜ分かるでしょ!」(出所:Archiv Familie Lembke)

今では我々は、イエーナには 1969 年から博士ライターラー(Dr. Winfried Leiterer)の指揮下のいわゆる「FIM システ

ム」¹⁰が存在していた(非公式協力者「ザクゼ」としての FIM)ことを知っている。彼はわが息子が通う学校の校長であった。

「FIM システム」の任務は、イエーナの総合技術義務教育校[10 年制]と拡張義務教育校[進学コース]の教師と生徒を国家への忠誠心に向けて管理し、国家の敵を分解することであった。国家保安省における教師や生徒の協力の規模(イエーナでもその他の場所でも)は今日まで解明の視界にほとんど出されていない。

それも我々がイエーナにおけるこのスパイ体制の解明についての調査申請をした理由である。というのは出国申請ではなく彼の学校での分解措置と嫌がらせがインゴを死に追いやったからである。

怒り

あなた[インゴ]は空白を残した。空白は人生のすべてを変える。まず色々な不安が生じた。日が暮れることへの不安、アパートでの孤独の不安、罪悪感、何が起こったのか理解できない不安。さらに学校への怒り、クラス担任への怒り、無力感。

その後 1983 年 4 月に我々は市役所内務係の講習室で尋問された。そこでは部屋の奥に女性 1 人と、革コートを着たシュタジタイプの男が椅子にまたがって坐っていた。彼はとても友好的に我々に言った:「では見てごらん...あなたたち自身のせいだよ。あなたたちは一体なぜ出国申請をしたんだ?だからあなたたちの息子さんが自殺したことは明らかだ。だからあなたたちが今さら逃げ出すことを考えるな」。

私は思い出し、「私がお前をすぐ絞め殺してやる」と考えた。それゆえ私は、かなりの人々が今でも次のように話すのを聞くと、時折憎しみの感情を抱いたことがある。例えば「そんなことをする時には何が待ち構えているかを知っていなければならない」と。その時私は、「お前も象をネズミだと信じ込まされたやからの一人だ」と思った。

それから「労働局」¹¹では私は「あなたは反社会的でも犯罪者でもないからどうせ逃げ出せない」と言われた。私は内心で「ちょっと待て、お前はそれを手に入れることができる」と考えた。私の息子が死んだにもかかわらず、その時私の中であることが始まった。

[レムプケは労働局の発言から、「反社会的」か「犯罪者」であれば「逃げ出せる」と理解した。だから下記のように当局の「注目」を集める行動を開始した。]

当時の私の主治医は「あなたは出国を申請したので、私はあなたを診療しない」と言って、もはや私を診療しなかった。その後 1983 年 5 月に我々の申請は国家諸機関によって「いつまでも」拒否された。我々にとって今や我慢できなかった。我々は国家の恣意をもう十分に経験した。

1983 年の聖霊降誕祭[5 月 22 日]に我々は友人たちとチューリンゲンのある農場にいた。それは猛り狂ったサークル(ein irrer Kreis)であった。我々は、いかにして早急に DDR から逃げ出すことができるかについても話し合った。そこでいつだったか、私は「ではともかく我々がマルクトに立ってみよう」と言った。聖霊降誕祭直後 2~3 日以内に、ある友人がアパートの部屋を片付けて DDR を去らなければならなかった。その際我々は彼を手伝った。それは再び目立つ機会でもあった。

我々がある時、あるアパートにいと、そこにヤーンも顔を

には市町村レベル)に設置された雇用調整機関で、国有企業や協同組合、諸機関などが欠員情報を届け、AfA が補充を斡旋した(Zimmermann 1985:84)。

¹⁰ FIM は Führungs-IM の略で、1968 年から他の IM や GMS (社会的保安協力者)の指導を委任されていた IM を指した。旧称は「秘密主要情報提供者」(Engelmann 2016:96)。

¹¹ 「労働局」(Amt für Arbeit、略称 AfA)は郡レベル(日本流

出した。彼はちょうど再び警察に搜索されていた。この頃の我々は、ただ単に「[当局の]注目を集めるために、出国許可をやっと得た申請者たちの諸送別会に参加していた。時々、我々の身分証明書が警察によって調べられ、名前が記録された。

我々はイエーナの「平和共同体」や「市中心部青少年共同体」のグループには属していなかった。しかし我々はしばしば、青少年の国家権力とのますます頻繁な公然たる対立が存在することに気付いた。その多くは刑法上の訴追にさらされることになるか、即座に西へ追放された。当局は彼らをただ単に、しかも迅速に厄介払いしたかった。我々は投獄も追放も望まなかったので、我々にとって他の諸グループとの提携は考慮外であった。

何かが起きねばならなかった！

1983年6月11日夜、我々はゲルバー (Michael Gerber) やヘルゲルト (Kerstin Hergert)、シュツダンスキー夫妻 (Rüdiger・Hannelore Studanski)、シュティーム夫妻 (Katrin und Uwe Stiem)、シュレーダー夫妻 (Monika・Bernd Schröder) と集まった。我々を含む全員が「申請者」であった。我々はすぐに、もはや住みたくない国家から抜け出す「正しい」方法について興奮して語り合った。

DDR の社会的変化のための政治関与は我々にとってあり得なかった。私はまたもアイデアが思い浮かんだ。世間にグループとして我々の出国要求を表明するという考えが生まれた。我々はこのやり方で我々の関心事と抵抗を目に見える形で示したかった。しかしそれは横断幕なしの沈黙抗議であるべきであり、ただ目印として白い T シャツまたは白いワイシャツを着用するつもりであった¹²。我々は準備の会合を組織し、誰もが同様に出国申請をした「信頼できる希望者」を連れてくることになった。

1983年6月15日に「白いサークル」(der Weiße Kreis)の創設会合が我々のアパートで開催された。夜のうちに25人以上が来たが、そのうち半分は我々の知り合いではなかった。激しい議論が始まった:「どのみちそれは何にもならない、あんたたちは狂っている、あまりに危険すぎ。そして一体なぜシンボルとして白なか?」。しかし議論のあと、毎土曜日 9 時「宇宙飛行士広場」に集まり、沈黙して輪になって白い服を着て立つことになった。

我々全員にとってこの会合は大きな心理的負担であった。というのは我々はいかなる瞬間にも逮捕を覚悟していたからである。またさらに我々は国家評議会議長ホーネッカー (Erich Honecker) と国連事務総長ペレス・デ・クエヤル (Javier Pérez de Cuéllar) への書簡を書き、その中で、なぜこれ以上 DDR に住むつもりがないのかという我々の意向

を表明した。[6月17日付けの]第2書簡はのちにシュタジによって「敵対的・否定的勢力の煽動書簡」と呼ばれた¹³。

土曜日、1983年6月18日

イエーナの「宇宙飛行士広場」(現[・元]:Eichplatz(オーク広場))で私の夫は小グループとともに輪になって立った。私の5歳の息子フィリップへの心配から私は同行しなかった。そのあとで夫が私に報告した。若干のデモ参加者が白い T シャツを着用し、ひそかに円陣(ein Kreis)が形成された。「偽装」のためにハイキング地図が地面に置かれた。グループ形成による逮捕の危険が大きかった。全員が苛立ち、そもそもアイデアが機能するかどうかの疑問でいっぱいであった。しかし楽観主義者もいて、その後の会合の際に続行が決められた。

私の夫は家庭用品店での彼の仕事を準備場所としてうまく利用することができた。というのは殆ど電話がなかったからである。出国運動の発起人たちは週に一度、円陣を今後どうするかをもうし合わせるために会合した(いつも別のアパートで)。それは静かに、ひそかになされねばならなかった。というのはいかなる場合でもシュタジにそれが知られることは許されなかったからである。

第2の土曜日、6月25日には、16人のデモ参加者が手をつないで円陣を組んだ。しかし再び何も起こらなかった。第3土曜日、7月2日にはすでに25人の参加者が円陣に立った。1人の警察官がグループに「集まり」を解散するように警告し、参加者リストを受け取った。シュタジはどんな人物を相手にしているかを知る必要があった。

私は毎回家で待っていた。そして、私の息子は死んだ。もし今シュタジが私を監禁すれば私はそれに耐えられないと思った。私は心理的にかなり疲れ、もはや圧力には簡単には耐えられなかった。我々はバルト海岸のわが家族のもとへ行った。それで私の夫は第4土曜日(7月9日)と第5土曜日(7月16日)には「白い円陣」に参加しなかった。しかし我々は偶然西のラジオから、イエーナでは出国希望者が黙って円陣を作って立ち、白い服を着ていると聞いた。とりわけシュツダンスキー (Rüdiger Studanski) と彼の妻 [Hannelore] による [ドイツ] 連邦共和国常駐代表部や ARD [西独第1公共テレビ]、 「シュピーゲル」誌との勇気ある接触によって、「白い円陣」についての諸情報が西に届いた。我々の行動は、西独メディアの影響を通じてすべてイエーナをはるかに超えてDDRの半分に広まったので、今では予期しなかった活力を得た。

第5土曜日の7月16日には2人の西独記者もイエーナの現場にいて、写真を撮ることができた。シュタジが中央広場での「敵対的・否定的集合」を記録したのはようやく今、5回目のあとだった。連邦共和国 [西独] の報道機関が [写真

まったメンバーが作成したと考えられる。

白い円陣対策を指揮したシュタジ次官・中將ミッティヒ (Rudi Mittig) の指示文書(付録1)によると、「DDR 人民議会あての“宣言”および DDR 国家評議会議長と国連事務総長とに宛てた“公開書簡”を作成し、これらを署名者の集会后にそれぞれあてに送り、同時に、「公表させるためにこれらを ND あてに」送った。

6月17日の書簡は13項目からなり、ホーネッカーとイエーナ市役所宛てで、その骨子は「独裁と隔離の国家体制への告発と決別の宣言であり、同時に、反体制市民と同盟しつつ、国際法や国内法に依拠して出国権実現のために、動機の如何を問わずすべての出国希望者と共同で非暴力抗議行動を行うという闘争宣言であった」。第13項に目的は権力転覆ではなく人権擁護にあると記して、国家転覆罪(東独刑法)の回避を図った(書簡の概要は青木(2014:8)、写真とそのデジタル化は <https://www.jugendopposition.de/153384>)。

¹² 白色の選択理由は書かれていない。従来の研究書は「非暴力のために[ピカソの]平和の鳩をモデルにした」とか、東ベルリンの環境活動家が白いリボンをつけて自転車デモをした(1982年)ことに倣ったとか推測し、私は、反ナチ抵抗で有名なシュル兄妹らミュンヘンのグループ「白バラ」(Die Weiße Rose)から取ったと推測した。東独の生徒はそれを学校で習った(青木 2014:4)

¹³ 著者は説明なしに「第2書簡」と記したが、「白いサークル」の書簡は Pietzsch(2005:238f.)によれば、6月17日のほか5月28日のホーネッカーあてと7月12日の人民議会あて(26家族約50人の署名付き)の3回出された。レムプケが記した「第2書簡」は6月17日付けである。

5月28日の第1書簡は白いサークル結成(6月15日)以前発信だから、上記の5月22日に「チューリンゲンのある農場」に集

を)報じた。

[下記のミッティヒ指示文書は、白い沈黙円陣をシュタジが「敵対的・否定的集合」と認識した結果、6日後の7月22日に出された。翌日の第6土曜日対策であった。]

1983年7月19日の「南ドイツ新聞」(die Süddeutsche Zeitung)には、「自分の国を去りたい DDR 市民が、新しい形の示威行動によって政権を苛立たせている」とあった。そして同日、『ヴェルト』紙(Die Welt)は「出国希望者の無言の抗議」について記した。

我々はただちに車で戻り、イエーナでほぼ非常事態が広がっているとか、あそこで出国希望者たちが平和的に立っているという噂が市全体に広まっていると聞いた。イエーナの諸企業の中では我々について、「広場には犯罪者や反社会分子がいる！」と周知された。誰も見に行かなかったそうだが、しかしもちろん人々は今ようやくまさに好奇心を強めた。

サークルの共同創設者のうちの数人はすでに当局に首謀者として登録され、態度良好の見返りとして出国許可を得た。もちろん二度と広場に現れないという条件付きであった。シュタジがまず二三人を出国させ、残りを逮捕するのではないかという我々の不安はものすごかった。

第6土曜日[1983年7月23日]¹⁴

7月23日、私の夫と1人の友人は大きな不安にもかかわらず、場合によってあり得る逮捕を逃れるために[午前]6時前に家を出た。その後まもなくシュタジ職員たちを乗せた1台の車がドアの前に「目立たないように」止まった。二人は9時までの時間つなぎのためにインターホテル・アム・ホルツマルクト¹⁵で朝食をとった。

9時少し前に彼らは、恐ろしくて膝をがくがくさせながら、「宇宙飛行士広場」へ走った。

二三秒の間彼らは自分たちだけだと思った。しかしその後、広場のあらゆる隅から人々が流れ込んできた。子供連れも数人いて、また多くの人たちが再び白い T シャツを着るか、「イエーナ出国共同体」(Jenaer Ausreisegemeinschaft)を意味するシンボル「J.A.」を付けていた。私の夫はあとで私に180人以上の大きな輪を眼前にした力強さの感覚を説明した。何も叫ばず、何も要求せず、ポスターを広げることせず、沈黙の平和的な「白い円陣」だけが繰り返された。

その後「関心のある」イエーナ市民の第2の円陣が広場の端に形成された。若干の人々はあえて親指を立てた。私服を着てリストバッグを持ったシュタジの男たちが歩き回り、平気で全員の写真を撮った。

警察官が「集まりを解散せよ！」と言うまで、全員が黙って立ち続けた。小さなグループがいくつかでき、互いに話し始めた。その際人々はイエーナからだけでなく、DDRの各地から集まったことが明らかになった。エアフルト、ナウムブルク、ケムニッツ、ドレスデン、ライプツィヒから、そしてブランデンブルクからも。全員が西メディアから「白い円陣」を知った。

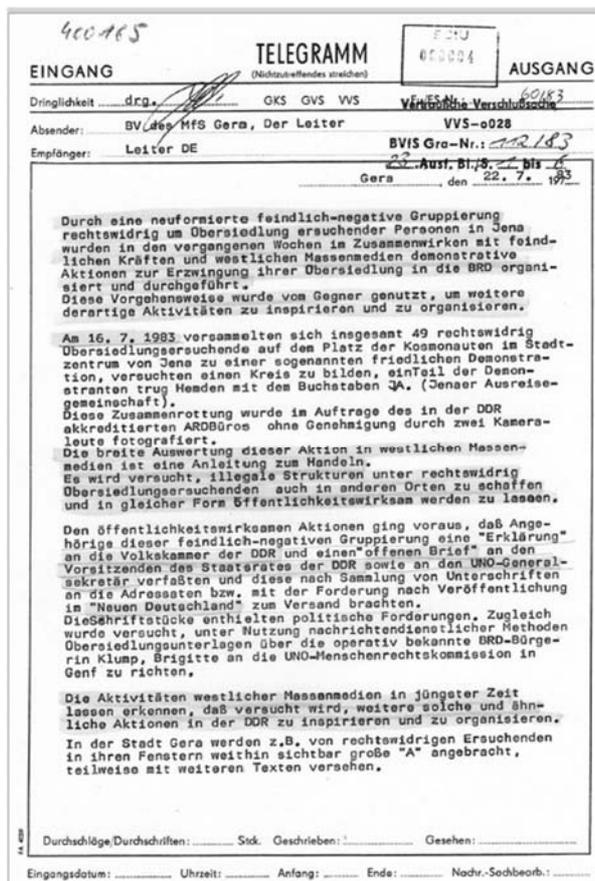
秘密警察の陰険なゲームが今ようやく本格的に始まった。ある友人は、シュタジが彼のところに来たばかりであり、レン

ブケ一家はいずれにせよ外出できないだろうと断言したと語った。同時に「白いサークル」の何人かのメンバーが内務係への出頭命令を受け取った。その後我々は1時間ごとに郵便受けをのぞいた。というのはシュタジは「事情説明」のため個別に出頭命令を投函したからであった。

我々の神経は引き裂かれるほどに緊張していた。翌朝イエーナ市役所内務係では、出国問題担当かつ同時にシュタジの特別投入将校(OibE)のうちの大隊であるボック(Wilfried Bock)が「さて、もはや陰謀的な会合やグループ形成はあり得ない」という言葉で我々を迎えた。私の夫は「我々が出国を手に入れるなら、あなたの望み通りになる」と答えた。それから我々は我々の出国申請書を再度新たに作成しなければならなかった。「我々は正確にはいつ出国するのか？」という私の質問に、「それはクリスマスかイースターかに可能だろう...あなたがあなたのアパートを今解約するなら、それがうまくいなくても泣きついて来ないでほしいし、行動を慎むように。そんなわけで今はそういうことでした。」

出国が実際にはいつ起こるかわからないまま、我々は理屈抜きで家財道具売却の広告を出し、箱やスーツケースに荷造りし、物を売った。我々は今や大胆であり、もはや後戻りはあり得なかった。その後我々に1983年8月10日の出国許可が通知された。

[図5 シュタジの関連文書]



これは1983年7月22日の「イエーナ出国共同体」に

¹⁴ シュタジ次官ミッティヒ指示(BStU MfS BdL-Dok 7019)によると、23日には「他の諸県からかなりの数の人物が参加した」も確認された。しかしシュタジも警察も連行などの強硬措置を取らなかった。ちょうど23~27日に西独バイエルン州首相シュトラウスの東独訪問中であつたからで、彼は数週間前に西独から東独への大型借款「10億クレジット」(Milliardenkredit)の供与を数週間前に仲介したばかりであった。強硬措置の代わりに示威行動をやめれば出国許可を与えるという説得がなされた(詳しくは青木2014:12-13)。

¹⁵ <https://holzmarkt-passage.de/project/1963-ein-hotel-fur-feine-leute/>にある1963年の写真では名前は「ホテル・インターナツィオナル」。

余談:1965年設置された東独の「インターホテル」チェーンは主に外国人向けで、そのためいつからかは知らないが、部屋に聖書も置いていた。それを知ったブレジネフがホーネッカーに文句を言い、帰国したホーネッカーはうんざりしたと側近にもらした。

ついでにシュタジのゲラ県本部長の通達で、「白いサークル」も名指しされた。シュタジはとりわけさらなる「世論に有効な行動」と「西のマスメディアの活動」に不安を持っていた(出所: BArch, MfS, ZKG 18625, Bl. 4)¹⁶。

図 5 のシュタジ文書の文面は次の通り:

「違法に移住を要請するイエーナの人物たちの新たに形成された敵対的・否定的グループによって過去何週間かに、敵対勢力や西側マスコミとの協力のもとで、BRD への移住を強奪するための示威行動が組織され、実行された。この行動様式はその種の活動を一層駆り立て、組織するために敵によって利用された。

1983 年 7 月 16 日には合計 49 人の違法に移住を要請する者たちがいわゆる平和的示威行動のために市中心部の宇宙飛行士広場に集まり、円陣を作ろうと試み、示威参加者の一部は「JA」という文字(Jenaer Ausreisegemeinschaft の頭文字)を付けたシャツを着た。

この集まりは DDR 駐在の〔西独公共テレビ〕ARD 事務所の指示で許可なく 2 人のカメラマンによって撮影された。

西の諸マスメディアにおけるこの活動の幅広い活用が行動のための手引きになっている。

他の地域でも違法な移住要請者の間の非合法組織を形成し、同じ形態で世論に有効にすることが試みられている。

これら世論に有効な行動に先行して、この敵対的・否定的グループのメンバーは、DDR 人民議会への「声明」や DDR 国家評議会議長並びに国連事務総長への「公開書簡」を作成し、署名を集めたうえでこれらを各宛先に、ないしは公表を要求して「Neues Deutschland」(SED 中央機関紙)に送付した。

これらの文書は政治的諸要求を含んだ。同時に、通信ルートによる方法の利用のもとに、作戦において周知の BRD 女性市民ブリギッテ・クルンプを通じてジュネーブの国連人権委員会に移住書類を届ける試みがなされた¹⁷。

最近西のマスメディアの活動は、DDR における更なるそうした行動や類似の行動を鼓舞し、組織することが試みられていることを示している。例えばゲラ市では、違法な要請者たちが自らの窓に遠くまで見えるように大きな「A」[出国のドイツ語の頭文字]を貼り付け、一部はほかの文章も付け足している」。

イエーナを越えた影響

我々はようやく今になって、「白い円陣」が DDR 内においてどのような影響を持ったかを自覚した。歴史家ピーチュ(Henning Pietzsch)は次のように評価した:「イエーナの“白い円陣”は従って、出国願望者との関連における教会の枠外の住民を巻き込んだ政治的抵抗の初期の例である。従って 1983 年の「白いサークル」はイエーナにおける世論に有効な反体制・抵抗勢力としては、市中央青年教区やイエーナ平和共同体に並ぶ第 3 の勢力であった」〔Pietzsch 2005: 239〕。

シュタジは 1983 年夏の「敵対的・否定的勢力」約 190 人の大量国外追放によってこの問題を解決したと考えた。しかしその後の展開は、それはようやく始まりにすぎなかったことを示した。DDR のイエーナや他の都市で出国サークルが結成され、白色が秘密警察にとっては〔闘牛用の〕赤い布〔興奮色〕になった。イエーナでは諸保安機関がまだ数回その苛酷さを示し、第 7 土曜日(7 月 30 日)に再度試みたデモ参加

者、並びにのちに新しい諸出国グループを結成した他の者たちを逮捕した。

平和的に立つことによる簡単な出国の夢はなるほどひとまず覚めてしまったが、運動は止められなかった¹⁸。

繰り返し出国表明の新たな諸形態が出現した。「JA」というシンボルが高さ 1 メートルの文字で書かれたシートにより世論に示された。DDR 全土で車のアンテナに〔出国〕申請者の誤解の余地のないしとして白いリボンがはためいた。出国促進のためのグループ結成が次の段階を引き起こした。今や多くの人があえて自分の出国のために公然と示威行動をした。

加えて、多様な出国努力(〔西独の〕プラハ大使館内やハンガリー・オーストリア国境越えの難民に至るまで¹⁹)も 1989 年末に DDR の崩壊が予想より早く到来したことに寄与した。

東への帰還

我々はアーヘンに 23 年間住んだのち、2006 年に職業上の理由からはじめはエアフルトに、2009 年にライブチヒに引越した(いずれも旧東独地域)。新しい接触を探すうちに我々は残念ながらシュタジの最大の回し者の 1 人とエアフルトで知り合いになった。この背景から我々にはすぐに再び「逃避反応」が生じた。けれども今ではもはやシュタジというテーマは私の念頭から去ることがなかった。我々の調査申請の枠内で私はついに、私の最上の女友達も私の家族や私自身、我々の友人たちをスパイしていたことをシュタジ文書から読み取ることができた。

時代の証人としての私の活動の枠内で私は、ナチ時代の、そしてまた DDR 史の見直しが徹底的にはなされていないと確認している。

私が出会った DDR の元教師たちは〔ドイツ〕再統一後も採用され、〔旧東独の〕「反ファシズム教育」を称賛した。私は、責任を自覚せず、その「40 年間の DDR 生活」に固執しようとする人々に出会った。DDR では「すべて」を手に入れていて、東における極右主義を軽視し、今日ではペギーダ(Pegida)やつむじ曲がりの人間を善しとし、結局はそれをあっちの連中」にいつか示したい人々。

彼らは言う:「ナチはみんな西へ行った。DDR の教育制度はもっと良かったし、保健制度もそうだった。失業者はいなかったし、我々は DDR では安全だった。すべてはヴェッシー〔西独人〕や多くの外国人のせいである」。

エピローグ

5 D-Mark(西独マルク)を持って我々は 1983 年 8 月に西へ旅立った。旅程はイエーナ西駅からヘッセン州のギーセンまでであった。私の隣に我々の幼い息子が座り、マッチボックスカーを握りしめていた。私は、あの日の駅や暑さ、警察の統制を思い出した。私は私の母、別れの悲しさ、そしていつか母に再び会えるかどうか考えたことを思い出した。私は嫌がらせに堪えられずに死んだ私の息子を思った。

突然、シュタジが派遣した税関が現れ、我々の書類を要求した。すべての旅客の緊張が分かった。今では彼らは、誰がその指示をしたかを再度示すことができた。

¹⁶ 宛先は「Leiter DE」つまりゲラ県内の全「職務単位」(Dienst-einheit)責任者であった。出所にある ZKG は Zentrale Koordinierungsgruppe(中央調整グループ)の略称で、西独・西ベルリンや他の非社会主義国への東独国民の出国申請・移住・逃亡、「国家敵対的人身売買」〔逃亡援助ビジネス〕などに関するシュタジの対策を調整する本部機関であった(Engelmann 2016:388)。

¹⁷ クルンプ方式については脚注 17 参照。

¹⁸ 出国した白いサークル元メンバー数十人が「戻り接触」(Rück-verbinding)によってイエーナと東ベルリンで白いサークルを再建しようとしたが、シュタジは全国動員体制で阻止した(青木 2014:6 節)。この件は既存の白いサークル研究には出てない。

¹⁹ 難民は「出国」統計ではなく「逃亡」統計に入る(付録 3 参照)

そのためには以下が前提となる:

1. 違法な移住要請者の個々に応じた説明や作戦的コントロール・処理のための原則的な指示や方針が、よりしっかり目標を捉えかつより首尾一貫して実現されるべきである。

「誰が誰を」問題の原則的説明に基づいて、国家の安全と公共の秩序・保安にとっての危険のもとになっている人物たちの要請についての決定が、より迅速になされるべきである。

奪回 [= 出国要請断念] のためのすべての影響可能性が成果なしに汲み尽くされ、[出国許可からの] 除外理由がなく、かつその移住から DDR にとっての重大な結果が発生し得ないなら、そうした人物たちの要請に同意し、できるだけ迅速に実現されるべきである。

頑固に違法に移住を要請する人物たちの移住拒否の際には作戦的処理が継続されるべきである。そうした人物たちが敵対的・否定的活動を展開するなら、世論への影響を防止するために、証拠を固め、短期に政治的・作戦的ないし刑法上の諸措置を実現することが肝要である。

違法な移住要請者の不十分な説明と作戦的コントロール・処理、政治的・作戦的に重要な情報に対する不十分な作戦上の反応、または決定の延期によって、政治的損失または危険状況が発生するか、ないしは大きな力の支出によってのみ除去されるか解明され得る事件が起こることが阻止されるべきである。

2. より適時、より適切に、かつあらゆる可能性の利用のもとに、けれどもとりわけ IM と GMS [社会的保安協力者] による違法な移住要請者たちの作戦上のコントロールと処理によって、[彼らの] 諸活動についての作戦上重要な情報が入手されるべきであり、彼らにねらいを定めた一層の解明とそうした人物たちの提携の阻止によって、敵対的・否定的グループの結成や自然発生的集合、その他の挑発的・示威的行動が効果的に阻止され、ないしは確認の際に分解させ、ふさわしい方法で解散またはただちに阻止されることが可能になる。

違法な移住要請者の間での敵対的・否定的グループの存在ないし発生の特徴には以下が見られる:

－何人かの人物が郡・市・区の内務係に一緒にかつ示し合わせて登場

－例えば DDR の国家機関あるいは指導的代表者たちへの何人かが署名した文書によって、あるいは個々の手紙やその他の形で脅す示威行動

－移住意図の実現のための共同行動の調整を目的とする私的範囲および社交範囲での集まり

－元 DDR 市民たち、特に以前に行刑から釈放されたか [自由買いされた者]、あるいは移住実現のためにセンセーショナルな行動で現れた者たちとの、何人かの人物の結び付き

－何人かの人物の代弁者として DDR 駐在非社会主義諸国代表部の訪問

－非社会主義的刊行機関の DDR 駐在特派員との接触

－団体結成、催し実施の許可の挑発的申請ないしはその種の企図についての表明

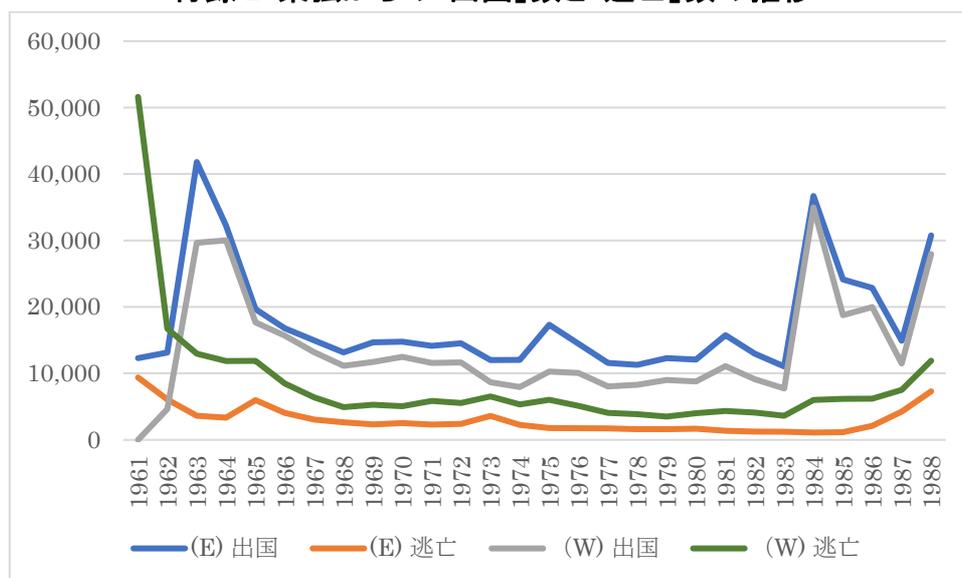
3. 違法な移住要請者のうちいわゆる出国共同体の鼓舞者・組織者・「広報者」として有効になるとふさわりと思われる者、ないしは相応の活動についての作戦上重要な情報を持っている者－それは従来頑固な移住要請者と評価された人物たちに限らない－が目標を捉えた作戦的コントロール下に置かれるべきである。

相応の活動の疑いの際には、行動を阻止し世論に訴える行動を予防的に阻止するために、作戦的に処理されべきであり、迅速にその背景の人物が解明され敵対行動の証拠が得られべきである。

その種の活動の情報は、即座に BKG [ZKG の県支部] と ZKG に知らされるべきである。この関連での西側ジャーナリストの活動を発見し阻止し記録するないしはすべての情報のすぐれた刑法上の評価を保証するために、ライン II およびライン IX と緊密に協力すべきである²⁶。

代理として ミッティヒ (中將) [添付文書は省略]

付録 2 東独からの「出国」数と「逃亡」数の推移

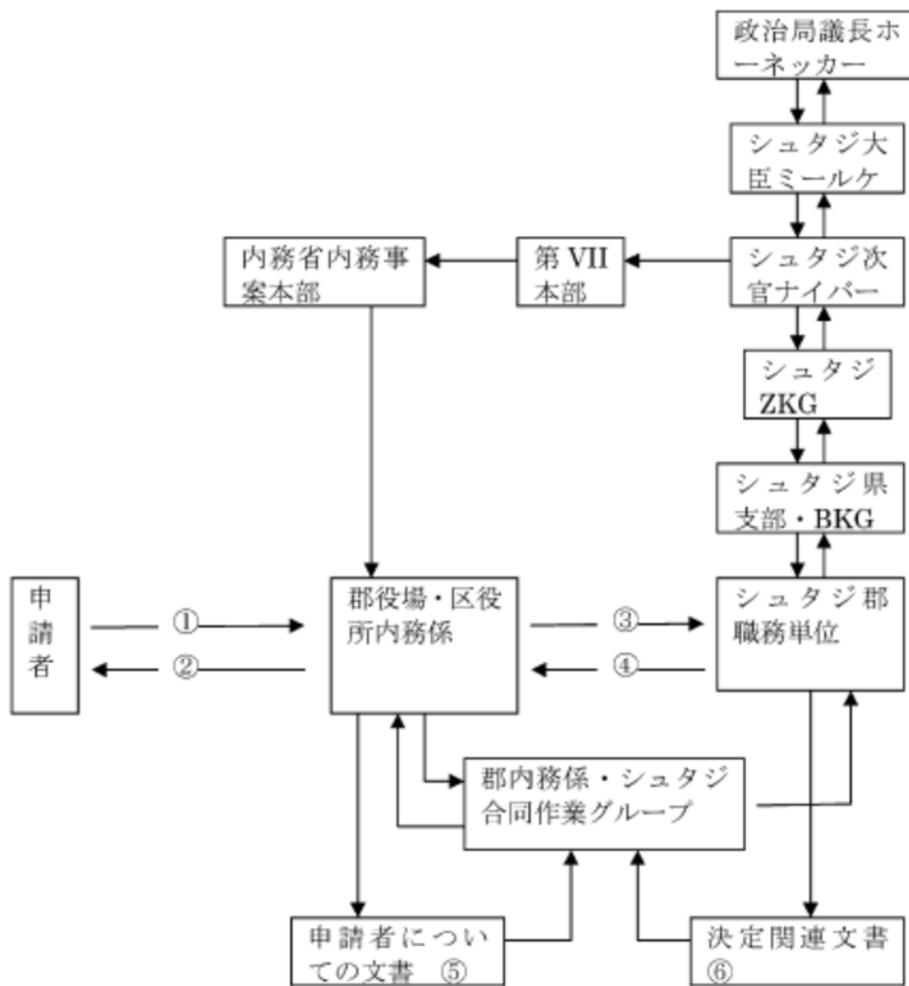


(注) E: 東独統計、W: 西独統計。1961 年は壁建設以後。1989 年は壁開放による特異な数字なので省略。(出所) 青木 2018:32 の図 2 の転載(原資料は青木 2009:122 の表 3 掲載)。

²⁶ BKG は ZKG の県支部。ラインはシュタジの中央組織(例え

ば第 IX 局)と地方組織(県の第 IX 部)の系列全体を指す。

付録 3: 出国申請の処理経路図(通常の場合)



(注) ①申請および異議申し立て。②却下または追放〔出国許可〕。③申請者情報。④却下, 申請者情報。⑤申請者との協議記録, 中央・地方機関から申請者への文書, 申請処理係(判定, 企業・労働集団との協議結果, 申請者の行動と動機の情報, 撤回方策), 郡人民警察署(記録調査結果, 担当官の調査報告, 訪問・入出国調査, 人物コントロール結果), 労働局からの通知, 教育・文化など郡役場他部署からの通知。⑥シュタジ文書の評価(中央資料保管所,), 非公式協力者の報告, 申請者についての書類(特に作戦結果), 第 III 部他からの情報(傍聴・盗聴・郵便検閲など), 記録調査結果, シュタジ本部職務単位や兄弟機関からの情報, 西側報道情報, 人民警察・労働局・幹部人事部・ライゼビューロー・銀行・税関ほかのシュタジのパートナーからの情報。

[矢印を一部単純化した。なお, 「郡内務係・シュタジ合同作業グループ」は正確には, 当初は内務係等郡役場関係者と警察署代表によって構成され(内相規則 118/77), 内相規則 175/89 によりシュタジ代表も常任メンバーに加わった。]

(出所) 青木(2009:133)から転載。元は Riemann, 2005: Dok.1(原資料の出所・日付不明とある)。

付録 4 東独当局の出国運動対策主要文書

	発令日	名称	題目
1	1975 年 12 月 15 日	シュタジ 命令 1/75	「東独からの不法脱出の予防と解明, 防止及び国家敵対の人身売買の撲滅について」
2	1977 年 2 月 16 日	SED 中央 委書記局決定	「非社会主義諸国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の違法な試み阻止のための, 国家機関, 経済指導機関, 企業, コンビナート, 組織体並びに社会組織の統一的で調整された行動の保証について」
3	1977 年 3 月 8 日	閣僚会議議長 指示 34/77	「非社会主義国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の違法な試みの阻止のための, 社会組織との協力の下での, 国家機関・経済機関, 企業, コンビナート, 組織体の統一的で調整された行動の保証について」
4	1977 年 3 月 8 日	内 相 規 則 118/77	「非社会主義国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の試みの阻止と抑止の際の行動, 西独への住所変更申請の許可の手続き, 東独市民と外国人の婚姻の際

			の手續き, 国籍問題の扱い, 西独当局との連絡並びに西独からの関心事の扱いについて」
5	1977年3月18日	シュタジ命令 6/77	「非社会主義諸国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の違法な試みと関連した敵対的・否定的行動の予防と防止, 撲滅並びにこれらの違法な試みの阻止について」〔命令 1/75 は引き続き有効とある。〕
6	[1977年]	[最高裁等方針]	「市民が西独への移住意図を追求する場合に生じる労働法上の諸問題の統一的な扱いについての最高裁判所と検事総長, FDGB(自由ドイツ労働組合同盟)同盟幹部会の方針」
7	1983年9月15日	[家族合流政令]	「家族合流及び東独市民と外国人の婚姻締結の問題の規制についての政令」
8	同上		同上政令「第1実施規定」
9	1983年9月27日	閣僚会議議長指示 143/83	「非社会主義国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の試みの阻止と抑止のための, 社会諸組織との協力のもとでの国家機関・コンビナート・企業・組織体・協同組合の統一的で調整された行動の保証について」
10	[1983～1987年]	内相規則 118/77〔改訂版〕	「非社会主義国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の試みの阻止と抑止の際の行動, 西独への住所変更申請の許可の手續き, 東独市民と外国人の婚姻の際の手續き, 国籍問題の扱い, 西独当局との連絡並びに西独からの関心事の扱いについて」
11	1983年10月13日	シュタジ職務指示 2/83	「非社会主義諸国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の試みの阻止と抑止について, 並びにそれと関連した敵対的・否定的行動の予防的防止と解明, 有効な撲滅のために」〔命令 6/77 は失効, 命令 1/75 は失効リストにない。〕
12	[1983年または84年]	[最高裁等方針]	「非社会主義国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の試みの際に, 並びに非社会主義国及び西ベルリンへの住所変更の際に生じる労働法上の諸問題の統一的な扱いについての最高裁判所と東独検事総長, FDGB 同盟幹部会, 労働・賃金担当国家書記局の方針」
	1987年2月12日	シュタジ課題	「移住の試み及びそれに関連した敵対的・否定的活動の阻止及び抑止についての同志大臣の職務審議の評価における要求と課題」
	1987年6月22日	シュタジ通達	「移住の試みの阻止と抑止の際, 並びに非社会主義諸国及び西ベルリンへの移住許可の提案の際の職務単位の今後の行動について」
	1988年4月16日	「中央決定」	「高い秩序と安全の保証のための移住の試みの抑止と許可についての原則」(ミッティヒのクレンツ宛て書簡付録)
	1988年9月1日	シュタジ通達	「移住強奪のために公然とシンボルまたは他の印しを国家的利益に反する仕方で使用する人物たちに対する行動方針について」
13	1988年11月30日	[外国旅行政令]	「東独市民の外国旅行に関する政令」(1989年1月1日発効, 一部は同7月1日発効)
14	1989年3月14日		「東独市民の外国旅行に関する政令第1実施規定」
15	1988年12月8日	閣僚会議議長指示 192/88	「非社会主義の外国への恒久的出国申請の抑止のための国家機関, コンビナート, 企業, 組織体, 協同組合の統一的行動について」(1989年1月1日発効)
16	1988年12月7日	内相規則 175/89	「西独及び西ベルリンへの恒久的出国, 東独市民と外国人の婚姻締結及び国籍問題における申請と審査, 決定の手續きについて」(1989年1月1日発効)
17	1988年12月10日	シュタジ職務指示 182/88	「非社会主義諸国並びに西ベルリンへの恒久的出国の申請の抑止並びにそれと関連した敵対的・否定的行動の予防的防止と解明, 撲滅について」(1989年1月1日発効)
18	[1989年3月以後]	[最高裁等方針]	「市民の恒久的出国申請から生じる労働法上の諸問題の統一的な扱いについての最高裁判所と東独検事総長, 労働・賃金担当国家書記局の方針」

(注)①ここには出国運動とそれへの対策が本格化する 1975 年以後の党書記局及び内閣・内務省・シュタジ・最高裁各トップによる対策文書と政令を列挙した(シュタジ命令・職務指示は正確にはシュタジ大臣＝国家保安相のそれである)。特記しない限り, 発効日は発令日と同じまたは原文に記載がなく, 先行する指示ないし命令は失効した。

②政令とその実施規定以外はすべて機密扱いであった。しかも, 下部組織や企業等へは口頭伝達や具体的基準等を示さず抽象化しての伝達が指示されたり, 下部には知らせるなど指定される項目もあったが, そうしたことは発令日が新しいものほど減少した。

③[]内は青木による。

④最高裁等方針は本表のセルの大きさ調整のため他と表記方針が異なる。

(参照)Lochen(1992)ほか

訳者による引用文献(付録関連を含む)

- 青木國彦(1985) 社会主義計画経済体制と私的営業、『研究年報経済学』(東北大学) 46-4
 -----(1985a) 社会主義における余剰・不足と私的営業、同上 46-特別号(通巻 156 号)
 -----(1991)『壁を開いたのは誰か』化学工業日報社
 -----(2005)「プラハの春」の東独波及とポーランドからチェコへの連帯クーリエ: ヘルシンキ宣言からベルリンの壁開放、『カオスとロゴス』26
 -----(2005a) 東独脱出(合法・非合法移住): ヘルシンキ宣言からベルリンの壁開放 2、『カオスとロゴス』27
 -----(2009) 東独出国運動の発生: 逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た、『研究年報経済学』(東北大学) 70-2
 -----(2014) 東独イェーナの白いサークルによる沈黙円陣(1983 年): CSCE マドリッド会議閉幕を前に、『東京国際大学論叢経済学部編』50
 -----(2018) 元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険: 東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界、『社会主義体制史研究』1, in: <https://journal-hsss.com/>
 -----(2018a) CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応: 東独の新外国旅行行政令と「壁は 100 年存続」発言、『社会主義体制史研究』2, in: <https://journal-hsss.com/>
 桑原草子(1993)『シュタージの犯罪』中央公論社
 立松美也子(2007) 国連人権理事会の成立、『山形大学紀要(社会科学)』37-2
 山田晟(1981)『ドイツ民主共和国法概説』上、東京大学出版会
 BStU, MfS, AGM 198
 BStU MfS BdL-Dok 7017
 BStU MfS BdL-Dok 7019
 BStU MfS BdL-Dok 7020
 Eisenfeld, Bernd (2005) Reaktionen der DDR-Staatssicherheit auf Korb III des KSZE-Prozesses, in: *Deutschland Archiv*, H.6.
 Engelman, Roger, u.a. (2016) *Das MS-Lexikon: Begriffe, Personen und Strukturen der Staatssicherheit der DDR*, 3., aktualisierte Auflage, Ch. Links.
 Klump, Brigitte (1981) *Freiheit hat keinen Preis: Ein deutsch-deutscher Report*, Kaue.
 Lochen, Hans-Hermann, u.a. (Hrsg., 1992) *Die geheimten Anweisungen zur Diskriminierung Ausreisewilliger und des Ministeriums des Innern*, Bundesanzeiger
 Müller-Enbergs, Helmut u.a. (Hg., 2010) *Wer war wer in der DDR?: Ein Lexikon ostdeutscher Biographien*, Ch. Links.
 Neubert, Ehrhart (1998) *Geschichte der Opposition in der DDR 1949-1989*, 2., durchgesehene und erweiterte Auflage, Ch. Links.
 Pietzsch, Henning (2005) *Jugend zwischen Kirche und Staat: Geschichte der kirchlichen Jugendarbeit in Jena 1970-1989*, Böhlau.
 Riemann, Dietmar (2005) *Laufzettel: Tagebuch einer Ausreise*, Vandenhoeck & Ruprecht
 Zimmermann, Hartmut, u.a. (Hrsg., 1985) *DDR Handbuch*, 3., überarbeitete und erweiterte Auflage, Verlag Wissenschaft und Politik. (著作権は連邦ドイツ内閣関係省(BMiB))

『社会主義体制史研究』既刊
Historical Studies of Socialist System (past issues)

in: <https://journal-hsss.com>

No. 36 (Apr. 2025)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
独ソ不可侵条約への予備折衝
(ソ連外務次官ポチョムキン:「ポーランドの第 4 次分割」1)

No. 35 (Feb. 2025)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
ナチ・ドイツの植民地回復要求

No. 34 (Aug. 2023)

Yoji Koyama
Peripheral Countries of the EU and Regional Policies

No. 33 (June 2023)

Yoji Koyama
Emigration from New EU Member States in Central and East European Countries

No. 32 (Jan. 2023)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
日独防共協定と付随秘密 9 文書と国内外の反応

Kunihiko AOKI
Der Antikominternpakt mit den 9 geheimen Dokumenten und die Reaktionen

No. 31 (Dec. 2022)

Yoji Koyama
Slovenia and the European Union

No. 30 (Sep. 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
戦前期ドイツ共産党 (KPD) の変遷: 東独支配党 SED 指導部の背景

Kunihiko AOKI
Die Veränderungen der KPD vor dem Krieg : Die Hintergründe der DDR-Führung

No. 29 (26th May 2022)

Eva Hanada
(BOOK REVIEW) "The EU's Eastward Enlargement: Central and Eastern Europe's Strategies for Development" by Yoji Koyama

No. 28 (21st May 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
プーチンとスターリン

Putin und Stalin
プーチンとスターリン

Putin und Stalin (Ergänzung))

No. 27 (Feb. 2022)

青木國彦
【資料検討】 米国ノエル・ フィールド関連粛清に関する東独 SED の声明 (1950 年 8 月 24 日)

Kunihiko AOKI
Dokument-Überprüfung: "Erklärung des ZK und der ZPKK der SED zu den Verbindungen ehemaliger deutscher politischer Emigranten zu dem Leiter des USC Noel H. Field" (24. Aug. 1950)

No. 26 (Feb. 2022)

Yoji Koyama

What was Soviet and East European Socialism: Its Historical Lessons and Future Society

No. 25 (Dec. 2021)

Benon Gaziński
Roman Dmowski on relations with Russia at the turn of the 19th and 20th centuries and in the interwar period. "Historia magistra vitae est" - what could be learned from that history lesson?

No. 24 (Dec. 2021)

Benon Gaziński
System transformation vs. European integration.: A case study of Poland and her agriculture in historical retrospection

No. 23 (Oct. 2021)

青木國彦
東独秘密警察をめぐる女優グレルマンと元夫・俳優ミューエの争い: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI
Der Streit Jenny Gröllmanns mit Ex-Ehemann Ulrich Mühe über die Stasi-Verstrickungen: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

No. 22 (Sep. 2021)

Yoji Koyama
Emigration from and Immigration to Poland: A Typical Case of Central Europe

No. 21 (Sep. 2021)

青木國彦
東独秘密警察 (シュタジ) の作戦規定と組織: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI
Operative Bestimmungen und Organisationen der Staatssicherheit der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der andere"

No.20 (Sep. 2021)

青木國彦
東独体制転換過程の起点となった演出家クレーアと歌手クラウチクの闘い

Kunihiko AOKI
Der Kampf F. Kliers und S. Krawczyks für die Wende in der DDR

No.19 (Aug. 2021)

青木國彦
東独における職業禁止と自由業: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI
Das Berufsverbot und die Freiberufler in der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

No. 18 (July 2021)

青木國彦
脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(2): 批評の批評

Kunihiko AOKI
"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (2): Rezension der Rezensionen

No. 17 (February 2021)

- Yoji Koyama
Germany: Core of EU-Visegrad Economic Relations
No. 16 (December 2020)
Yoji Koyama
Political Economy of the Baltic States
No. 15 (December 2020)
Yoji Koyama
Slovenia: the Best Performer of the Former Yugoslavia
No. 14 (December 2020)
青木國彦
脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(1): 宣伝と実際
Kunihiko AOKI
"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (1): Werbung und Wirklichkeit
No. 13 (June 2020)
青木國彦
アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀: 東独ホーネッカー政権初期の自由化について(3)
Kunihiko AOKI
Die heimliche Kämpfe um die Anthologie »Berliner Geschichten« in der DDR: Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (3)
No. 12 (Feb. 2020)
青木國彦
東独文化政策の規制と緩和(1963-1976 年) — 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について (2) —
Kunihiko AOKI
Die schwankende Kulturpolitik in der DDR (1963-76): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (2)
No. 11 (Nov. 2019)
Yoji Koyama
Emigration from Lithuania and Its Depopulation
No. 10 (Sep. 2019)
青木國彦
1973 年第 10 回世界青年学生祭典(東ベルリン)に見る自由化百景 — 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について (1) —
Kunihiko AOKI
Hundert Ansichten der X. Weltfestspiele der Jugend (Ostberlin, 1973): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (1)
No. 9 (Aug. 2019)
青木國彦
東独通貨マルクの対外関係: 最低交換義務、公式・ヤミレート、末期状況
Kunihiko AOKI
Auswärtige Beziehungen der DDR-Mark: Das Mindestumtausch, die Kurse und die letzte Zustände
No. 8 (June 2019)
青木國彦
東独通貨マルクのヤミレートの暴落(1987 年 1 月)
Kunihiko AOKI

- Der inoffizielle Kurs der DDR-Mark purzelte dramatisch (Jan. 1987)
No. 7 (May 2019)
Yoji Koyama
Emigration from Romania and Its Depopulation
No. 6 (Jan. 2019)
青木國彦
ケネディのベルリン演説(1963 年 6 月)再考: ブランド東方政策との比較
Kunihiko AOKI
A Rethinking of J. F. Kennedy's Address at the West Berlin Town Hall (June 26, 1963): In comparison to the "New Ostpolitik" of Willy Brand
No. 5 (Dec. 2018)
青木國彦
東独国境の射撃停止命令(1989 年 4 月 3 日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去: ベルリンの壁ショッセー通り検問所事件の支配党への衝撃
Kunihiko AOKI
Die ungeordnete „Aufhebung des Schußbefehls“ in der DDR (03.04.1989): Die SED war schockiert über den Fall „Grenzübergangsstelle Chausseestraße“ und den Abbau von Grenzsicherungsanlagen in Ungarn
No. 4 (Nov. 2018)
Yoji Koyama
Migration from New EU Member States in Central and Eastern Europe and Their Depopulation: Case of Bulgaria
No. 3 (Nov. 2018)
青木國彦
ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989 年 2 月)の詳細とその意味: 「1988 年 12 月にホーネッカーが射撃命令を制限」(少尉ハンフ法廷証言)の真偽
Kunihiko AOKI
Was war der Fall Chris Gueffroy in der DDR: Eine Überprüfung der Aussage des Unterleutnant Alexander Hanfs „Honecker habe im Dezember 1988 den Schießbefehl eingeschränkt“
No. 2 (Aug. 2018)
青木國彦
CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応: 東独の新外国旅行政令と「壁は 100 年存続」発言
Kunihiko AOKI
Die Reaktion der DDR-Führung gegen Abschliessendes Dokument des Wiener Treffens der KSZE
No. 1 (May 2018)
青木國彦
元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険: 東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界
Kunihiko AOKI
Abenteuer des ehemalige politische Häftlings der DDR Michael Gartenschläger: Warum und wofür montierte er die Selbstschußanlagen SM-70 ab?